

高額療養費(外来年間合算)

①70歳以上の国民健康保険被保険者

基準日(※1)時点の所得区分が一般または低所得の被保険者について、計算期間(令和6年8月1日～令和7年7月31日)の一般または低所得区分であった月の外来にかかる医療費の個人ごとの合計額が14万4千円を超える場合に、その超えた額が支給されます。

対象期間中に本市の国保に継続して加入、かつ支給対象となる人には、1月下旬から支給勧奨通知を順次お送りしますので、申請してください(※2)。

なお、計算期間中に健康保険が切り替わった人は、切り替え前の健康保険での自己負担額も

合算できる場合があります。詳しくは令和7年7月31日時点に加入していた健康保険へお問い合わせください。

※1 基準日は原則、令和7年7月31日ですが、計算期間の途中で資格を喪失された人(死亡、海外転出、生活保護受給等)は、資格を喪失された日の前日となります。

※2 令和4年度以降の外来年間合算申請時に簡素化を希望された世帯は、支給見込み額のお知らせを送ります。なお、申請は不要です。

②後期高齢者医療保険制度被保険者

計算期間中に保険者の変更がなく、高額療養

費を振り込む口座番号等がわかる場合は申請不要です(2月末支給予定)。

なお、計算期間中に保険者の変更があった人で、京都府後期高齢者医療の加入期間中に支給金額が上限を超えた場合は勧奨通知を送付しません。以前に加入していた保険(国保・健康保険・共済等)の自己負担額も合算できる場合がありますので、お問い合わせください。

③老人医療(福祉医療制度)

従来、高額療養費の勧奨通知は送付しておりません。該当すると思われる人は、計算期間中のすべての領収書と受給者証・口座番号のわかるものを国保医療課まで持参してください。

なお、計算期間中に市町村を異動(転出入)した場合は、他市町村分の合算はできません。

問①に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)、②・③に関すること=国保医療課医療係(☎983-2976)

国民健康保険の海外療養費制度

国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に急病や負傷で海外の医療機関で治療等を受けた場合、国内で保険適用される治療は、申請により医療費(自己負担分を除く)の払い戻しを受けることができます。

なお、現地で支払った医療費と日

本で同様の診療を受けた場合の医療費と比べ、低い方の金額が支給されます。

※治療目的の渡航や日本で保険適用されていない治療は対象外です。

■申請に必要なもの

国民健康保険資格確認書またはマ

イナンバーカードと資格情報のお知らせ、診療内容明細書、領収書、領収明細書、旅券(パスポート)、世帯主名義の金融機関口座番号、調査にかかる同意書

※治療を受けた海外の医療機関で診療内容明細書・領収書・領収明細書を入手してください(診療内容明細書・領収明細書、調査にかかる同

意書の様式は、国保医療課窓口または市ホームページから入手可)。

※外国語で作成された必要書類は、日本語訳を添付してください(翻訳者の住所、氏名の記載が必要)。

※申請期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間。

※代理人の場合は委任状と本人確認書類が必要です。

問国保医療課国保年金係(☎983-2962)

固定資産税

都市計画税

土地および家屋にかかる令和8年度固定資産税と都市計画税は、令和8年1月1日現在の現況に基づき、令和8年1月1日現在の所有者に課

1月1日の現況により所有者に課税

税されます。

▶令和8年1月1日以前に家屋の取壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに税務課資産税係まで

連絡してください。

▶令和8年1月2日以降に家屋を取壊したり、土地や家屋を売却したりした場合でも、令和8年度の固

定資産税および都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税されることになります。

このことから、売買の日以降の負担は、先に当事者間で決めておいてください。また、所有権移転登記はお早めに済ませてください。

*

より耐火構造住宅の場合は、新築の翌年度から7年間)

■手続き 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示(郵送の場合は写しを添付)してください。

認定長期優良住宅を新築で固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸あたり120m²(居住部分に限る)を上限に固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

■減額の要件

①令和8年3月31日までに新築されたもの
②耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして、京

都府知事の認定を受けたもの

③併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

④床面積(併用住宅の場合は、居住部分の床面積)が50m²以上280m²以下であること

■減額の範囲(居住部分に限る)

▶床面積が120m²以下の場合

当該住宅にかかる固定資産税額の2分の1に相当する額

▶床面積が120m²を超えて280m²以下の場合

当該住宅にかかる固定資産税額の120m²相当分の2分の1に相当する額

▶減額期間 新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構造お

問税務課資産税係(☎983-2480)

償却資産の申告は令和8年2月2日(月)まで

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことといいます。

1月1日現在で市内に事業用の資

産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要です。提出期限間近は大変混雑します。令和8年1月中旬までの早期申告にご協力をお願いします。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

各月15までに同依頼書を提出す

■提出先

償却資産申告書に記入し、京都地方税機構へ提出してください(郵送可)。なお、前年度に申告された人には、同機構から12月初旬に申告案内ハガキまたは申告書等が郵送さ

れています。

※申告書は償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

※電子申告(e-L-TAX)で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。

※償却資産申告書などの様式は、京都地方税機構または市ホームページから入手できます。

移管します。

■納付済通知書を発送

国民健康保険料を口座振替や納付書で納入の人全員に、所得税や市・府民税の申告に利用できる納付済通知書を令和8年1月末に送付します。

問京都地方税機構業務課償却資産担当(☎414-4503)、市税務課資産税係(☎983-2480)

市税・国保料の納付は便利な口座振替のご利用を

国民健康保険料(第8期分)の納期限は令和8年2月2日(月)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマート決済(PayPay、au PAY、d払い、FamiPay)、市役所で納付してください。

問市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)